

秦野市まちづくり条例の改正に伴う、 小規模環境創出行為の手続きについて

～事業者の皆さまへ～

令和3年4月1日の「秦野市まちづくり条例」の改正に伴い、次の各項目の全てに該当する環境創出行為の場合、小規模環境創出行為事前調査書の提出が不要となります。

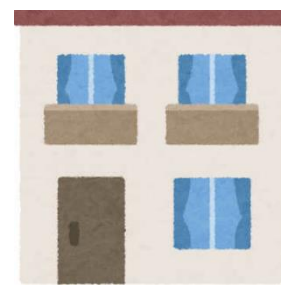
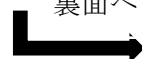
- 一戸建住宅及びその附属建築物の建築を目的としている
- 区域の面積が500㎡未満である
- 店舗や事務所等と併用の住宅ではない

※ 上記項目のいずれかが非該当の場合は、従来通り、小規模環境創出行為事前調査書の提出が必要となりますのでご注意ください。

※ 小規模環境創出行為事前調査書の提出が必要な場合、建築確認申請前に秦野市開発指導課窓口へ提出してください。

※ 小規模環境創出行為事前調査書の提出が不要な規模の環境創出行為であっても、秦野市まちづくり条例の基準等を遵守のうえ、関係他法令の手続き等は適正に行っていただくようお願いいたします（裏面のチェックシートを参考にしてください）。

裏面へ



一戸建住宅等の建築に係る確認チェックシート

[整備事項等について]

確認欄	項目	所管課等
<input type="checkbox"/>	最低敷地面積（100㎡）以上の敷地面積か	開発指導課
<input type="checkbox"/>	前面道路について、建築基準法に基づく道路種別は確認したか	建築指導課
<input type="checkbox"/>	前面道路について、建築基準法に基づく道路後退は不要か	道路整備課
<input type="checkbox"/>	前面道路について、市道改良計画に基づく道路後退は不要か	道路整備課
<input type="checkbox"/>	汚水・雨水の処理について、分流式となっているか	下水道施設課
<input type="checkbox"/>	雨水の処理について、浸透施設を設置可能な区域か	下水道施設課
<input type="checkbox"/>	開発済み地において、開発行為により整備された排水施設（浸透施設等）に適正に接続されているか	下水道施設課
<input type="checkbox"/>	駐車場スペースは1台（幅2.5m奥行き5.0m）以上確保されているか	地域安全課
<input type="checkbox"/>	軟弱地盤地域に該当していないか	生活環境課
<input type="checkbox"/>	温泉準保護地域に該当していないか	環境共生課
<input type="checkbox"/>		

[関係他法令について]

確認欄	項目	所管課等
<input type="checkbox"/>	都市計画法に係る手続きは不要か	開発指導課
<input type="checkbox"/>	区域内に都市計画施設が含まれていないか	まちづくり計画課
<input type="checkbox"/>	複数の用途地域が区域に跨っていないか	まちづくり計画課
<input type="checkbox"/>	地区計画、建築協定・規約の区域に含まれていないか	建築指導課
<input type="checkbox"/>	景観まちづくり条例及び景観法に係る手続きは不要な規模か	開発指導課
<input type="checkbox"/>	住居表示区域に該当していないか	戸籍住民課
<input type="checkbox"/>	河川法及び県砂防指定地に含まれていないか	平塚土木事務所
<input type="checkbox"/>	都市再生特別措置法に係る届出は不要か	まちづくり計画課
<input type="checkbox"/>		

秦野市まちづくり条例に関するお問い合わせ

秦野市役所都市部開発指導課 TEL 0463-83-5123

FAX 0463-82-7410